

埼例規第7号・鑑・捜三

平成10年3月2日

埼玉県警察本部長

埼玉県指紋等取扱要領の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）に基づく

- 指掌紋記録等の作成及び処理
- 処分結果記録の作成及び処理
- 指掌紋照会
- 現場指掌紋の採取及び処理

等について定めている。